

黒部市人事行政の運営等の状況について

黒部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成25年度における状況について、次のとおりお知らせします。(一部は、平成26年4月1日現在の状況です。)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	42,173	22,175,337	424,903	2,686,881	12.1	15.3

- (注) 1 人件費には、一般職の給料、手当、共済費のほか特別職(市長や各種委員)の給料、議員報酬などを含みます。
 2 普通会計とは、病院事業・上下水道事業等を除く市の事業全般を行うための会計をいいます。
 3 実質収支とは、形式収支(歳入-歳出)から翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算額です。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	職 員 給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	348	1,233,227	189,944	442,959	1,866,130	5,362

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

給与制度の総合的見直しについて

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、地域の民間給与水準の状況を反映した給料とするため、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当(本市は支給非該当地域)の支給割合の見直し等に取り組んでいます。

①給料表の見直し

実施内容

給料表の改定実施時期 平成27年4月1日

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、国と同じ給与表の改定(平均△2%)。若年層については最大2%程度引下げ。高齢層については最大4%程度引下げ。50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保から5級・6級に号給を増設。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

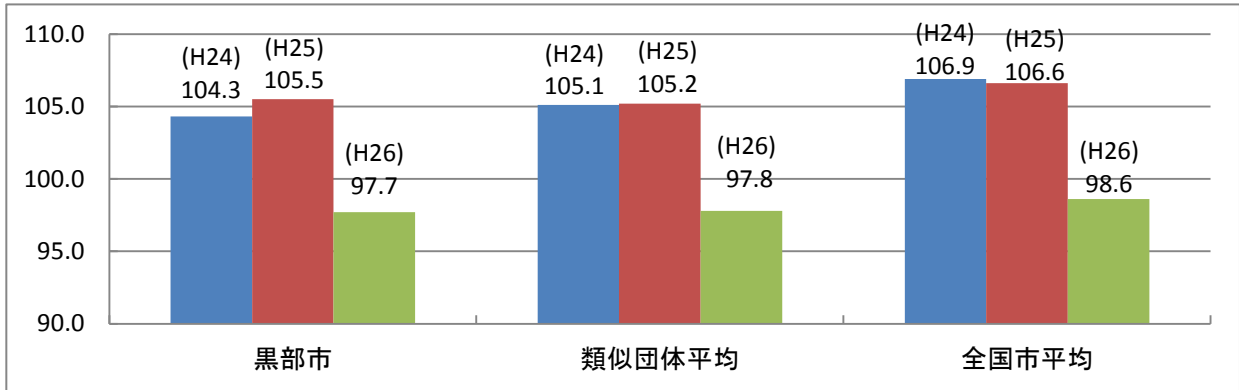
他の給料表については、一般職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

災害等への対処の臨時的・緊急の必要により平日深夜に勤務した場合、勤務1回につき5000円以内の額を支給する。

(4) ラスパイレス指数の状況（平成26年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 国家公務員の時限的な（平成24年度及び平成25年度）給与改定・臨時特例法による給与減額措置を前提とし

2 一般行政職給料表の状況（平成26年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600円	185,800円	222,900円	261,900円	289,200円	320,600円	366,200円
最高号給の給料月額	243,700円	307,800円	354,700円	388,300円	400,600円	422,600円	456,200円

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
黒部市	40.4 歳	306,800 円	374,211 円	318,781 円
富山県	44.4 歳	341,900 円	418,300 円	366,990 円
国	43.6 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.9 歳	322,789 円	381,536 円	348,428 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。（以下、同様です。）
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。（以下、同様です。）
 3 「平均給与月額（国ベース）」とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。（以下、同様です。）
 4 一般行政職とは、国の行政職俸給表（一）の適用を受ける職員であり、黒部市では、医療職、消防職、保健職、税務職、福祉職（保育士・介護員）、水道企業職、幼稚園教諭、技能労務職を除いた職員です。（以下、同様です。）

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
黒部市	50.5 歳	60 人	290,800 円	304,148 円	294,288 円		歳	円	
うち 学校給食員	49.0 歳	4 人	288,700 円	289,625 円	289,625 円	調理士	42.1 歳	229,500 円	1.26
うち 校務助手	47.7 歳	18 人	282,000 円	288,589 円	287,867 円	用務員	54.4 歳	199,300 円	1.45
富山県	54.7 歳	105 人	344,700 円	380,500 円	366,900 円	-	- 歳	- 円	-
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	-	326,611 円	-	- 歳	- 円	-
類似団体	50.7 歳	23 人	291,255 円	318,965 円	302,285 円	-	- 歳	- 円	-

区 分	参 考 年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
黒部市	-	-	-
うち 給食調理員	4,617,040 円	3,156,600 円	1.46
うち 校務助手	4,594,954 円	2,747,000 円	1.67

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
- 2 技能労務職の職種の民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		黒部市	富山県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	一般職 163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	一般職 133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	133,100 円	137,200 円	— 円
	中学卒	— 円	129,200 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

区分		経験年数			
		10年	20年	25年	30年
一般行政職	大学卒	261,714 円	355,367 円	384,200 円	406,900 円
	高校卒	216,500 円	297,400 円	342,500 円	該当者無し 円
技能労務職	高校卒	該当者無し 円	該当者無し 円	298,900 円	301,233 円
	中学卒	該当者無し 円	該当者無し 円	該当者無し 円	該当者無し 円

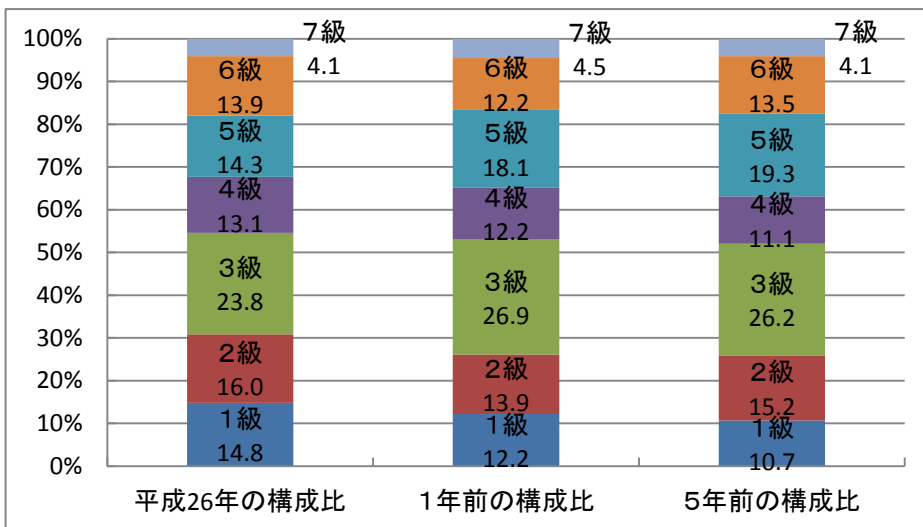
(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

4 一般行政職の級別職員数の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	36 人	14.8 %
2級	主事・技師	39 人	16.0 %
3級	主査・主任	58 人	23.8 %
4級	係長・主査	32 人	13.1 %
5級	主幹・課長補佐	35 人	14.3 %
6級	次長・課長	34 人	13.9 %
7級	部長	10 人	4.1 %
合計		244 人	100.0 %

- (注) 1 黒部市職員の給与に関する条例に基づく給料表の職区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 専従休職職員は除きます。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況
全職員を対象に、昇給日（毎年1月1日）前1年間の勤務成績の評定を実施しています。
- 昇給への勤務成績の反映状況
平成26年1月1日の昇給において、当該職員の所属長が評定を行った上で、次の総合評価「A」から「E」を決めています。職員の昇給については、決定された評定区分に基づき、次のとおり昇給の号数に差を設けています。
A：5号給 B：4号給 C：3号給 D：2号給 E：1号給
ただし、平成26年1月1日から55歳以上（医師は57歳以上）の職員は、標準の成績では昇給しません。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

黒部市	富山県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,277千円（病院職員除く）	1人当たり平均支給額（25年度） 1,414千円	-
【平成25年度支給割合】 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	【平成25年度支給割合】 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	【平成25年度支給割合】 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
【加算措置の状況】 職制上の段階、職務の級等による 役職加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 なし	【加算措置の状況】 職制上の段階、職務の級等による 役職加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	【加算措置の状況】 職制上の段階、職務の級等による 役職加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

6月1日及び12月1日を基準日として、基準日に在籍する職員に対し、上半期（4月～9月）・下半期（10月～3月の業績評価に基づき、当該職員の所属長が評定を行った上で、勤勉手当を支給しています。

全職員を対象として勤勉手当の支給率へ反映させており、特に優秀～懲戒の区分で支給率を決定しています。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

黒部市			国		
(支給率)			(支給率)		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
勤続20年	52.44月分	27.0250月分	勤続20年	52.44月分	27.0250月分
勤続25年	43.70月分	36.570月分	勤続25年	43.70月分	36.570月分
勤続35年	30.82月分	52.44月分	勤続35年	30.82月分	52.44月分
最高限度額	21.62月分	52.44月分	最高限度額	21.62月分	52.44月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
	自己都合	勸奨・その他		自己都合	勸奨・その他
1人当たり			1人当たり		
平均支給額	該当無し	千円 23,842千円	平均支給額	該当無し	千円 23,842千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

制度なし

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		普通会計	166 千円	病院除く	166 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		普通会計	2,683 円	病院除く	13,669 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）		普通会計	18.7 %	病院除く	36.8 %
手当の種類（手当数）		普通会計	9 種類	全体	11 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価	
市税徴収等事務従事手当	税務課・こども支援課 保険年金課・都市計画課 経営課	(1) 市税及び国民健康保険税の徴収業務、同滞納処分業務の外勤に従事した職員 (2) 市営住宅家賃、保育料、幼稚園授業料、下水道受益者負担金、下水道使用料又は水道料金の収納業務の外勤に従事した職員		日額	200 円
感染症防疫業務従事手当	健康増進課・農業水産課 消防署・市民病院	(1) 感染症又は感染症の疑いのある患者の救護に従事した職員 (2) 菌の付着又は付着の危険がある物件の処理業務に従事した職員 (3) 家畜の防疫業務に従事した職員		日額	200 円
行旅病人及び行旅死亡人の取扱業務従事手当	福祉課・健康増進課	(1) 行旅病人の取扱業務に従事した職員		1 件	700 円
		(2) 行旅死亡人の取扱業務に従事した職員		1 件	1,000 円
鳥獣の死体処理等業務従事手当	市民環境課・農林整備課 生涯学習スポーツ課	鳥獣の死体処理及び危険害虫駆除に従事した職員		1 件	400 円
用地買収及び物件移転交渉事務従事手当	全職員	用地買収等の外勤業務に従事した職員		日額	200 円
特殊車両運転業務従事手当	全職員	除雪等で特殊車両の運転に従事した職員		日額	500 円
水道補修業務従事手当	全職員	冬季(12月1日から3月31日まで)期間、水道補修の現場業務に従事した職員		日額	200 円
医師研究手当	市民病院	(1) 医療業務に従事した期間が1年未満の医師		日額	7,250 円
		(2) 医療業務に従事した期間が1年以上10年未満の医師		日額7,250円＋日額250円×期間(年)	
		(3) 医療業務に従事した期間が10年以上の医師		日額10,000円＋日額500円×(期間(年)－10年) (管理職手当の支給を受ける医師は15,000円を上限とし、それ以外の医師は12,000円を日額の上限とする。)	

病院業務従事手当	市民病院	(1) 薬剤業務に従事した技師	日額	250	円
		(2) 診療放射線業務に従事した技師	日額	450	円
		(3) 臨床検査業務に従事した技師	日額	400	円
		(4) リハビリテーション業務に従事した技師	日額	250	円
		(5) 臨床工学業務に従事した技師	日額	400	円
		(6) 歯科衛生業務に従事した技師	日額	300	円
		(7) 視能訓練業務に従事した技師	日額	250	円
		(8) 介護業務等に従事した介護員	日額	450	円
		(9) 2交替勤務に従事した職員（前号職員を除く。）	日額	400	円
		(10) 保健福祉業務に従事した職員	日額	200	円
		(11) 看護業務等に従事した看護師	日額	450	円
		(12) 助産業務に従事した助産師	日額	550	円
		(13) 第1号から前号までの適用を受けない職員のうち感染等のおそれのある危険業務に従事した職員（医師を除く。）	勤務1回	200	円
		(14) 放射線検査作業の業務に従事した看護師及び技師（放射線技師を除く。）	勤務1回	100	円
		(15) 透析の業務に従事した看護師	勤務1回	100	円
		(16) 死体の解剖業務に従事した職員（医師を除く。）	1体	5,000	円
		(17) 救急医療等のため呼出しを受け業務に従事した職員	呼出1回	1,240	円
		(18) 救急医療等のため閉院日に待機を命ぜられた医師	待機1回	5,000	円
		(19) 救急医療等のため待機を命ぜられた職員（医師を除く。）	待機1回	800	円
		(20) 宿日直勤務の時間内に行う救急医療業務に従事した医師			
		ア 日直時間内に従事した場合	勤務1回	7,000	円
		イ 宿直時間内に従事した場合	勤務1回	9,000	円
(21) 休日・夜間の分娩業務に従事した産科医師	分娩1回	10,000	円		
(22) 臨床研修医の指導に従事した医師及び歯科医師	日額	500	円		

夜間看護業務従事手当	市民病院	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護業務に従事した職員	
		(1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	勤務1回 7700 円
		(2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合	
		ア 深夜における勤務時間が4時間以上	勤務1回 4,200 円
		イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満	勤務1回 3,400 円
		ウ 深夜における勤務時間が2時間未満	勤務1回 2,500 円
デイサービス業務従事手当	デイサービスセンター	デイサービス業務に従事する職員	日額 300 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度普通会計決算）	86,685 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	339 千円
支給実績（平成24年度普通会計決算）	97,223 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	281 千円

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (月額等)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度普通会計決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族6,500円、配偶者なしの場合1人目11,000円、扶養親族のうち16歳から22歳まで5,200円加算	異 (県の制度に準じています)	○国の制度16歳から22歳まで5,000円加算	20,041 千円	194,280 円
住居手当	借家等 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員27,000円以内	同		10,231 千円	297,275 円
通勤手当	(1) 交通機関等利用者 定期券購入額55,000円以内 (2) 自動車等の交通用具使用者 距離に応じ2,600円から24,200円	異 (県の制度に準じています)	区分と区分ごとの金額	19,557 千円	81,396 円
管理職手当	部長：70,800円 次長：58,200円 課長：54,000円 主幹：39,700円 保育所長・幼稚園長：25,800円	異	区分ごとの金額	35,723 千円	544,012 円
宿日直手当	勤務1回につき、4,200円 (病院の医師以外9,000円、医師一般20,000円、管理職である医師12,000円)	同		1,008 千円	10,500 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合、職位に応じて1日6,000円から15,000円まで	異	区分ごとの金額	304 千円	23,781 円
寒冷地手当	地域の寒冷及び積雪の度を考慮して市長が定める地域に居住する職員に対し、11月から3月までの期間中、職員の扶養者数等に応じて月7,360円から17,800円まで	異	○国の制度在勤要件	1,638 千円	52,661 円

6 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	市長 副市長	917,000 732,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
				950,000 750,000	円 / 円 円 / 円
報 酬	議長	437,000	円	503,000	円 / 310,000 円
	副議長	385,000	円	431,000	円 / 280,000 円
	議員	356,000	円	392,000	円 / 260,000 円
期 末 手 当	市長 副市長	(25年度支給割合) 6月期 1.40 月分 12月期 1.55 月分 計 2.95 月分			
	議長 副議長 議員	(25年度支給割合) 6月期 1.40 月分 12月期 1.55 月分 計 2.95 月分			
退 職 手 当	市長 副市長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	備考	$917,000 \times 500 / 100 \times 48 \div 12 = 18,340,000$ $732,000 \times 280 / 100 \times 48 \div 12 = 8,198,400$		18,340,000 8,198,400	任期毎 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

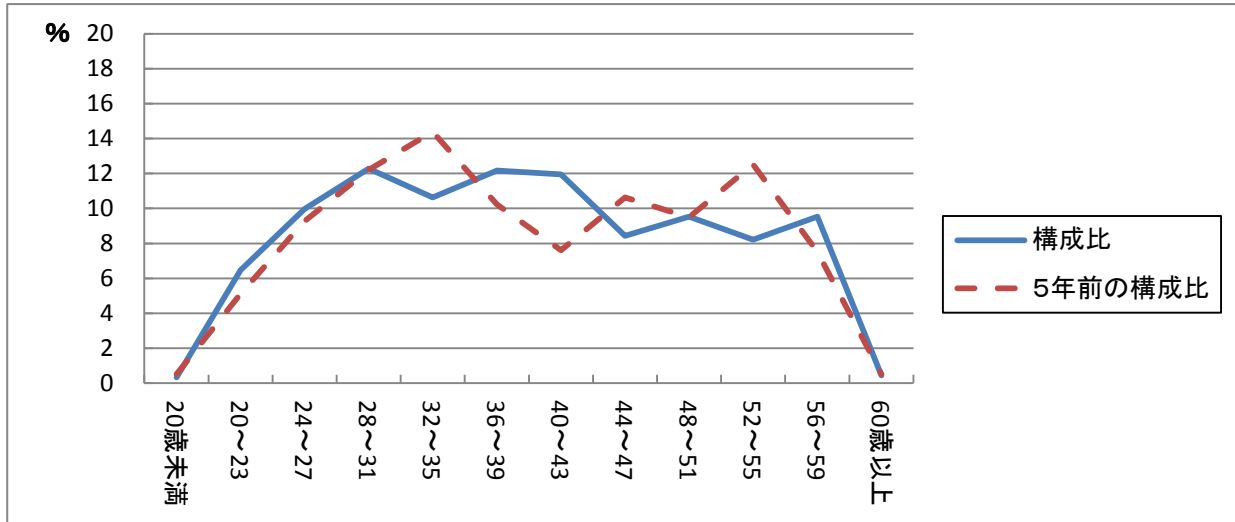
部 門	区 分	職員数(人)		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成26年	平成25年			
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	5	6	△ 1	運転手の臨職雇用 まちづくり戦略担当の増員 くろべ牧場に配置 職員派遣終了 道路整備、新庁舎建設業務へ配置 浦山保育所民営化 増員
		総務	64	63	1	
		税務	17	17	0	
		農林水産	24	22	2	
		商工	9	10	△ 1	
		土木	28	26	2	
民生		117	119	△ 2		
衛生	17	16	1			
	計	281	279	2	<参考> 平成25年4月1日現在の 人口1万人当職員数 66.34 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 58.67 人)	
	教育部門	61	60	1	フルマラソン担当の増員	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	342	339	3	<参考> 平成25年4月1日現在の 人口1万人当職員数 80.77 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 77.00 人)	
公営 企業 等 会計 部門	病院	534	531	3	看護師の増員	
	水道	10	9	1	水道事業の増員	
	下水道	11	11	0		
	その他	16	17	△ 1	デイサービスの減員	
	小 計	571	568	3		
合 計		913	907	6	人口1万人当職員数 215.55 人	
		[938]	[938]			

(注) 1 職員数は一般職(教育長を含む。)に属する職員数であり、一部事務組合への派遣者(1名)を除きます。

2 類似団体の数値は、人口規模、産業構造が類似している団体の平均値です。

3 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	59人	91人	112人	97人	111人	109人	77人	87人	75人	87人	4人	912人

(3) 施設別職員数の状況

（各年4月1日現在）

年	本庁	保育所	学校 幼稚園	消防署	病院	その他 出先機関	計
25年度	219人	86人	28人	0人	536人	38人	907人
26年度	218人	79人	27人	0人	538人	50人	912人

(4) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成22年4月1日～平成27年4月1日における定員管理の数値目標

	平成22年4月1日 職員数	平成27年4月1日 職員数	純増減数	純増減率
全体数	902人 (963)	912人 (972)	10人	1.1%
職員適正化計画における 市役所関係職員数の削減計画	387人 (448)	361人 (420)	△26 (△28)	△6.7% (△6.3)

(注) 1 全体数は地方公共団体定員管理調査に基づく職員数で、教育長及び市民病院等に勤務する職員を含みます。
2 市役所関係職員には、保育所、教育委員会、消防署及び議会事務局等に勤務する職員を含みます。

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況の概要

部門	区分	H22.4.1 職員数	5年間の		H27.4.1 職員数	H22⇒H27	
			退職予定	採用予定		削減数	%
一般行政		260	36	25	256	△4	△1.5
保育士・幼稚園教諭		81	22	13	73	△8	△9.9
消防職		(61)	(7)	(5)	(59)	(△2)	(△3.3)
技能労務職		46	6	0	38	△8	△17.4
合計		387	64	38	367	△20	△5.2

(448)

(注) 1 計画期間は、平成17年～平成22年の5年間です。
2 数値は、市長・副市長・教育長を除く人数です。
3 (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

勤務時間	8時30分から17時15分まで	休憩時間	12時00分から13時00分まで
------	-----------------	------	------------------

平成22年6月1日から原則8：30～17：15となっています（窓口は17：45まで）。

公務の運営上の事情により、特別な形態により勤務する必要がある職員（病院等勤務職員）は、これとは違う勤務時間となります。

(2) 休暇制度の概要、種類

職員の休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則に基づき、年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇があり、それぞれの概要は次のとおりです。

年次有給休暇	労働基準法第39条の規定に従って与えられる、有給による休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病気休暇	勤労意欲があっても負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明などに基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です（産前産後休暇、夏季休暇、ボランティア休暇等）。
介護休暇	配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で負傷、疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

(3) 休暇制度の取得状況

平成25年1月1日から12月31日までの一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は6.3日となっており、平成24年（6.8日）に比べ、0.5日減少しました。

また、平成25年度中に病気休暇を21人取得しており、取得期間の最長日数は90日です（病院を除く）。

介護休暇の取得はありませんでした。

(4) 育児休業制度の取得状況

平成25年度に育児休業を新規に取得した職員は、30人（女性30人、男性0人。病院勤務の看護師等を含みます。）であり、平成24年度（33人）に比べ、3人減少しました。

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分の件数(平成25年度)					懲戒処分の件数(平成25年度)				
降任	免職	休職	降格	計	戒告	減給	停職	免職	計
—	—	4人	—	4人	1人	1人	—	—	2人

(注) 1 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその責務を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

2 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分です。

10 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

また、職員に対して次のような義務、禁止及び制限事項が定められています。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ・ 秘密を守る義務（同法第34条）
- ・ 職務に専念する義務（同法第35条）
- ・ 政治的行為の制限（同法第36条）
- ・ 争議行為等の禁止（同法第37条）
- ・ 営利企業等の従事制限（同法第38条）

11 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

平成25年度に実施した職員研修の概要は、次のとおりです。（市民病院職員を対象とした研修を除きます。）

区分	主な内容	延べ件数
自主研修	自己啓発支援の一環として研修の受講を支援 各種通信教育、法制執務等	53 人
職場研修	職務遂行上求められる技能・能力を身につけるため招致講師による研修会を実施 接遇研修、事務改善研修、人事評価研修	8 日
基本研修	課長・係長などの職位ごとに区分された研修 富山県市町村職員研修機構が実施する研修 (新任職員、中堅職員、新任係長、新任主幹、新任所属長等)	68 人 192 日
専門研修	勤続年数等により対象者を指名して行う研修 専門知識・技術の習得等を目的に専門機関において研修を受講 (財) 全国市町村研修財団 (市町村アカデミー・全国市町村国際文化研修所) (一社) 日本経営協会 等	140 人 249 日
委託派遣研修	農林水産省 1人、富山県 2人、根室市 1人	4 人

(2) 勤務成績の評定の概要

勤務成績の評定は、職員がその職務に応じて持つべき管理監督能力、一人ひとりが備えておくべき能力や求められる態度、自らが掲げる目標による業務管理状況に対して、原則、直属の上司等2名からの評定を定期に実施しています。実施においては、職員の人材育成として能力や資質の向上と職務の円滑な遂行を目指すものです。なお、評定結果は昇任や人事異動の資料とするほか、国県の基準に準じて昇給や勤勉手当に反映させています。

12 職員の福利及び利益の保護の状況

(1) 共済及び福利厚生制度の概要

公務能率の向上を図るため、職員の健康診断など健康管理に関する厚生事業を行うほか、社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しています。

なお、共済制度は、富山県市町村職員共済組合に加入しており、給付事業、保健事業などの職員福利厚生事業を行っています。共済制度実施のための必要な財源は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

区分	主な内容	延べ件数	金額
健康診断	定期健康診断 人間ドック メンタルチェック	全 職 員	
保健給付	医療の給付 出産費	4 件	153 千円
	高額療養費	14 件	406 千円
休業給付	傷病手当金 育児休業手当金 介護休業手当金	91 件	11,226 千円
災害給付	災害見舞金	0 件	0 千円
附加給付等	家族療養費附加金 入院附加金 付加給付一部負担金払戻	47 件	1,635 千円

(注) 件数・金額は市民病院職員分を含みません。

(2) 公務災害の発生状況（平成25年度）

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

平成25年度の公務災害補償制度の状況は、次のとおりです。

種類	内容等	補償の状況	
		件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下、「上記療養」と記載）に必要な費用を支給します。	0 件	0 円
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	0 件	0 円
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	0 件	0 円
福祉事業	上記補償に加えて付加給付として被災職員及び遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	0 件	0 円
計		0 件	0 円

(注) 件数、金額は市民病院職員分を含みません。

13 公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成25年度において、該当ありません。

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況

平成25年度において、該当ありません。